



広報 さつま

— ひと・まち・自然 みんなで紡ぐ さつま町 —

令和7年6月5日：第4版

【お知らせ版】

発行：さつま町役場 総務課 秘書広報係
電話：(0996)24-8919

農業委員会 農地係から

注意 農地の転用には事前に許可が必要です

農地を農地以外の目的で利用することを「農地転用」といいます。農地転用を行う場合、事前に許可が必要です。違反者には罰則があります。また、転用の内容によっては、許可できないものや許可が必要なものもありますので、農業委員会へご相談ください。

【転用の例】

- ・住宅、倉庫、畜舎、事務所等を建てる。
- ・太陽光パネルを設置する。
- ・植林をする。
- ・工事に伴い一時的に現場事務所を設置する。

※農地転用の期間が3年未満になる場合は、「一時転用許可」になります。

＜お問い合わせ先＞
さつま町農業委員会 窓口：本庁別館1階
農地係 電話 (0996)26-1836

さつまPR課 商工観光係から

案内 日特WKS公園（北薩広域公園）6月イベント情報

1. 絵本の読み聞かせ
さつま本読み隊の皆さんによる
「絵本の読み聞かせ」

【日時】 6月22日(日) 午前11時～正午

【場所】 多目的ホール

【参加料】 無料

【定員】 なし

【申込方法】 当日受付

＜お問い合わせ先＞
日特WKS公園（北薩広域公園）
管理事務所
住所：さつま町虎居 5470 番地
電話：0996-21-3939

ほけん福祉課 保険係から

健診 お口元気歯ッピー健診を受けよう ～対象者は無料です～

鹿児島県後期高齢者医療広域連合では、今年度 76 歳、78 歳、80 歳の誕生日を迎える後期高齢者医療の被保険者を対象に、口腔健診（お口元気歯ッピー健診）を実施しています。

対象者には6月初めに受診券（オレンジ色の封筒）を送付しています。健診を受けるときは、あらかじめ県内の歯科医療機関へ問い合わせを行い予約の上、ご受診ください。

【目的】

高齢期になると知らず知らずのうちに飲み込みの機能が低下し、窒息や肺炎の原因となります。口腔機能の低下を未然に防ぐことで、いつまでも健康で、おいしく食べていただくための健診です。

【健診期間】

令和8年1月31日(土)まで

○受診回数 健診期間内で1回

○健診料 無料

※受診券を紛失した方は、受診券を再発行しますので、お問い合わせ先までご連絡ください。

【対象者】

今年度 76 歳、78 歳、80 歳の誕生日を迎える方

※昭和20年4月1日～昭和21年3月31日生まれ、昭和22年4月1日～昭和23年3月31日生まれ、昭和24年4月1日～昭和25年3月31日生まれの被保険者



＜お問い合わせ先＞
県後期高齢者医療広域連合
業務課 保健事業班
電話：099-206-1329

案内

マイナンバーカード・電子証明書の更新手続きについて

マイナンバーカードには有効期限が2種類あり、カードは10年(未成年者は5年)、カードに格納されている電子証明書は5年です。有効期限を迎える方に対し、有効期限の2～3か月前を目途に「有効期限通知書」が送付されますので、同封の書類に記載のある案内に従い、必要書類等確認のうえ更新手続きをしてください。(有効期限以降でも手続き可能)

さつま町に住民登録をされている方は、以下の通り手続きをお願いします。

○マイナンバーカード更新

申請から発行まで1か月程度を要します。

更新前のマイナンバーカードをお持ちであれば手数料は無料です。

(紛失の場合、1,000円必要) ※外国人は取り扱いが異なります。

有効期限以降は、電子証明書及び本人確認書類としての利用ができません。

【申請方法】

- ・オンライン申請(パソコン・スマートフォン)
- ・郵便申請(有効期限通知書に同封されている申請書を直接送付)
- ・証明写真機からの申請(写真撮影有料)
- ・役場本庁または両支所で申請(予約不要・写真撮影無料)



【受取場所】

- ・役場本庁または両支所(電話予約が必要です)

新しいマイナンバーカードが国から届き次第、住民登録している住所へハガキを送付します。

○電子証明書更新

手続き当日10分程度で完了し、手数料は無料です。(設定している暗証番号が必要)

有効期限以降は、電子証明書の利用ができません。(本人確認書類としての利用は可能)

【手続き場所】

- ・役場本庁または両支所(予約不要)

案内

マイナンバーカード手続きの日曜開庁について

お仕事などで平日来庁できない方を対象に、6月29日(日)8時30分～正午までマイナンバーカードの申請・交付、電子証明書の更新手続きのための日曜開庁を役場本庁で行います。手続きを希望される方は、6月27日(金)までに町民環境課町民係(直通 0996-24-8927)までご予約ください。

※マイナンバーカードは、住民登録をしている市区町村窓口で本人による手続きが必要です。

特別な事情等があり代理人による手続きを希望される場合等、ご不明な点がございましたら町ホームページをご確認いただくか、電話でお問い合わせください。町外へ住民登録している場合、住民登録している市区町村窓口へお問い合わせください。



町ホームページ
マイナンバーカード

<申し込み・お問い合わせ先>
さつま町役場 町民環境課 町民係
電話:(0996)24-8927
窓口:本庁1階1番

募集

『甫立原農園』入園者募集！ ～土・水・自然とふれあいませんか～

町では、「農業体験をしてみたい」、「家庭菜園に興味はあるけど場所がない」といった方々を対象に、『甫立原農園』を開設しています。おいしい季節の野菜を作って味わってみませんか。

【貸付農園】

- ①所在地：甫立原(さつま町虎居 2999 番地2)
- ②募集区画数：12 区画
- ③1区画面積：30 m²(5m×6m)
- ④貸付料金：1 区画 3,000 円/年
(年度途中からの場合は、月割り計算)
- ⑤その他：かんがい用水施設あり

※全区画数は 26 区画(780 m²)ありますが、空き区画は6月1日現在で 12 区画です

【貸付期間】

農園を借りた日から令和8年3月 31 日(火)まで
※翌年度以降も継続して借りる場合は、年度初めに再契約します

【貸付条件】

- ・営利を目的とした作物の栽培はできません
- ・各種農具(くわ・かまなど)は、利用者で準備してください
- ・契約書の記載事項を守ってください

【申込方法】

- ・農林課にある入園申込書に必要事項を記入し、ご提出ください
- ・貸付は、申し込みの先着順となります

<申し込み・お問い合わせ先>

さつま町役場 農林課 耕地係
電話:(0996)24-8948
窓口:本庁別館1階



募集

写真類の提供について(お願い)

宮之城歴史資料センターでは令和7年7月から企画展「さつま町の戦争資料展」を計画しています。町内の皆様がお持ちの戦争資料関連の写真や衣服(軍服や防空頭巾など)・道具類など昭和の色合いが残るものを寄贈・寄託しても良いという方がいらっしゃいましたら、ご連絡をお願いします。お申し出があれば写真撮影や借用に伺いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【募集期間】 6月5日(木)～6月29日(日)

【対象】 昭和の戦争資料

【活用方法】 宮之城歴史資料センターで保管・展示

【その他】 寄贈・借用の資料は燻蒸(防カビ・虫退治の消毒)を行う予定です。

<お問い合わせ先>

宮之城歴史資料センター
電話:(0996)52-3340

案内 戦没者等のご遺族の皆様へ 第十二回特別弔慰金が支給されます

【特別弔慰金の趣旨】

今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等ご遺族の代表者お一人に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。

【支給対象者】

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和7年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人にご遺族の代表として支給。

- 1 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、
順番が入れ替わります。
- 4 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

【支給内容】

額面27万5千円、5年償還の記名国債

【請求期間】

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
(請求期間を過ぎると第十二回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。)

<お問い合わせ先>

さつま町役場

○ほけん福祉課福祉係 電話:(0996)-24-8930

窓口:本庁1階4-③番

○鶴田支所 町民生活係 電話:(0996)-26-1430

○薩摩支所 町民生活係 電話:(0996)-26-1384

